# 令和5年度 第21回庁議要旨

日時:令和6年2月6日(火)

午前8時30分~午前8時50分

会場:庁議室

#### [審議事項]

## 1 石巻市奨学金返還支援事業の見直しについて(保健福祉部)

地域包括ケアシステムの推進に必要となる医療及び福祉人材の確保と定住促進を図るため、平成28年度から奨学金返還支援事業を実施しており、これまで対象者の拡大、助成金の額及び助成対象期間の 見直しを行ってきたほか、申請手続きの見直しについて検討してきた。

申請手続きの簡略化により、申請者の利便性向上と負担軽減を図るもの。

# (1) 主な内容

#### ・見直し内容

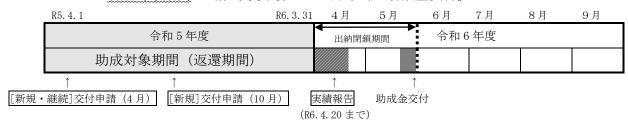
	改正後	現行
助成対象者 ※いずれも満たすこと	<ul> <li>・市内在住者(助成金の交付を申請する前 <u>年度の末日まで</u>継続して居住)</li> <li>・(省略)助成金の交付を申請する前年度 <u>の末日まで</u>市内事業所に在職していた 者</li> </ul>	<ul><li>・市内在住者(助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して居住)</li><li>・(省略)助成金の交付を申請する年度の末日まで継続して当該市内事業所に在職する者</li></ul>
対象となる 奨学金	・助成金の交付を申請する前年度の返還金 ※石巻市に居住した期間又は市内事業所に 就労した期間が1年に満たない者の助成 対象額は、返還金額を居住月数又は就労月 数のうちいずれか短い方の月数分を対象 とする。	<ul><li>助成金の交付を申請する年度の返還金</li></ul>
助成対象期間	現行と同じ	・助成金の交付の対象となった最初の 月から起算して6年
提出書類及び 申請期間	・交付申請書兼実績報告書: 5月から9月まで(予定)	<ul><li>・交付申請書:4月(もしくは10月)</li><li>・実績報告書:交付決定を受けた翌年度の4月20日まで</li></ul>
申請方法	・原則オンライン申請 ※紙申請での受付も可	・紙申請

<sup>※</sup>復興企画部が実施する「石巻市定住促進奨学金返還支援事業」並びに本事業の助成金の交付を受ける場合は、通算して6年を限度とする。また、併用する事はできない。

## 【参考】

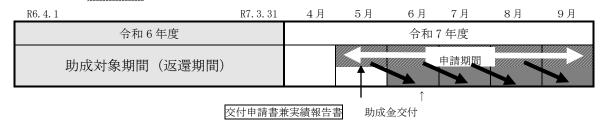
(現 行) 4月 (新規申請者に限り10月も可) に申請書を提出し、助成金の交付決定を受けた翌年度 の4月20日までに実績報告書を提出。

→助成対象期間の当該年度予算にて5月下旬に助成金交付。



(改正後)対象年度の翌年5月~9月(予定)に交付申請書兼実績報告書を提出。

→申請年度の当該年度予算にて翌月(又は翌々月)に助成金交付。



#### (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

- 3月 石巻市奨学金返還支援事業助成金交付要綱の一部改正 (施行予定年月日:令和6年4月1日)
- 4月 市報、市ホームページ等による周知

#### [報告事項]

#### 1 石巻市心の復興事業補助金の見直しについて(復興企画部)

東日本大震災に伴う避難生活の長期化や、復興公営住宅等での新たなコミュニティ形成が必要となる 状況において、被災者の心身のケアや孤立防止が求められており、平成29年度から石巻市心の復興事 業を実施し、令和5年度を事業最終年度として各団体の自立した事業実施を目標に取り組んできた。

しかしながら、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業内容の見直しを余儀なくされるなど活動が制限されたことから、自立した事業実施には至っておらず、引き続き支援が必要な状況である。

令和7年度まで事業期間を延長し、併せて補助率の見直しを行うことにより、各団体の自立した事業 実施への移行を促すもの。

#### (1) 主な内容

	改正後	<u> </u>	現行
補助率	補助金を受けたことが	9/10 以内	10/10 以内
	ない者		
	補助金を1年度受けた	8/10 以内	
	ことがある者		
	補助金を2年度以上	7/10 以内	
	受けたことがある者		
補助額及び	補助金を受けたことが	90 万円	令和4年度は150万円、
補助上限額	ない者		令和5年度は100万円
	補助金を1年度受けた	80 万円	
	ことがある者		
	補助金を2年度以上	70 万円	
	受けたことがある者		

#### (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市心の復興事業補助金交付要綱の一部改正

(施行予定年月日:令和6年4月1日)

# 2 地域再生計画(宮城県移住支援・マッチング支援・起業支援計画)における新たな計画の認定申請及び現行計画の変更認定申請について(復興企画部)

国は、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足に対応するため、地方における起業、UIJターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取組を支援しており、本市においては、平成31年3月に宮城県及び県内全市町村の連名で本取組に係る地域再生計画(移住支援・マッチング支援・起業支援計画)を策定し、内閣総理大臣の認定を受け事業を実施している。

今回新たに、本部が都内にある大学の東京圏のキャンパスへ4年以上在学する卒業年度の学部生が、地方での就職活動に参加するための交通費支援を行う「地方就職学生支援事業」が令和6年度から新設されることとなった。

これに伴い、これまで実施してきた「移住支援事業」に「地方就職学生支援事業」を加えた新たな 地域再生計画を策定し、宮城県及び県内全市町村の連名で認定申請を行うとともに、現行の地域再生 計画の期間を短縮し、変更認定申請を行った。

なお、「地方就職学生支援事業」については、本市を含む実施意向を示した自治体のみが実施することとなった。

「地方就職学生支援事業」を新たに加えた地域再生計画の認定を受けることにより、東京圏の大学に通う大学生に対する就職活動に係る交通費を支援するもの。

#### (1) 主な内容

① 計画期間

ア 新規分

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

イ 現行分

現 行 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで変更後 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### ② 地方就職学生支援事業の新設

ア 対象者 本部が都内にある大学の東京圏(条件不利地域を除く)のキャンパスへ原則として4年以上在学する卒業年度の学部生が、要件を満たす地域に移住し、就職する者

- イ 補助内容 6月1日以降の選考面接に係る往復交通費の2分の1で1回分限りが対象となる。 ただし、内定企業に限る。
- ウ 主な要件 ・移住先の自治体が「奨学金返還支援」を実施していること。
  - ・条件不利地域を除く東京圏以外の企業に就職することが内定していること。
  - ・卒業後に内定企業に就職し、東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域 に移住する意思を有していること。

#### (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

- 3月 地域再生計画(新規分)の認定見込 地域再生計画(現行分)の変更認定見込
- 9月 石巻市地方就職学生支援金交付要綱の制定 (施行予定年月日:令和6年10月1日)

#### 3 石巻市定住促進奨学金返還支援事業の実施について(復興企画部)

本市では、これまで移住相談窓口の設置やお試し移住体験事業のほか、移住支援事業や住宅の取得等 に伴う支援などを実施し、移住の促進に努めてきた。

今後は、移住促進策に加え、本市に住んでいる方で、特に若い世代の方に住み続けたいと思ってもら える定住施策が必要となっている。

若い世代においては、奨学金返還の経済的負担が大きいことから、奨学金を返還しながら働く市内居住の方に対し、返還額の一部を助成することで定住を促進させるもの。

## (1) 主な内容

	,
助成対象者 ※いずれも満たすこと	・申請年の1月1日に石巻市に住所を有し、申請する前年度の末日まで継続して居住した者 ・次のいずれかに該当する者 (1) 令和5年4月1日以降に事業主に正規雇用され、助成金の交付を申請する前年度の末日まで継続して在職した者 (2) 令和5年4月1日以降に起業した個人事業主(農林漁業を含む。)又は個人事業主とともにその事業に専ら従事し、助成金の交付を申請する前年度の末日まで継続して従事した者
対象となる奨学金	助成金の交付を申請する前年度の返還金
助成金の額	1年度につき返還額の2分の1以内、限度額8万円
助成対象期間	助成金の交付の対象となった最初の月から起算して6年
提出書類及び 申請期間	交付申請書兼実績報告書:5月から9月まで(予定)
申請方法	原則オンライン申請 ※紙申請での受付も可

※保健福祉部が実施している「石巻市奨学金返還支援事業」並びに本事業の助成金の交付を受ける場合は、通算して6年を限度とする。また、併用する事はできない。

# (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市定住促進奨学金返還支援事業助成金交付要綱の制定 (施行予定年月日:令和6年4月1日)

4月 市報、市ホームページ等による周知

# 【その他】

・議会懸案事項について(復興企画部)

以上